

「QuickLook」事件

[事件の表示、出典]

平成23年5月16日判決（東京地裁平成22年（ワ）第18759号）

知的財産権判例集HP

[キーワード]

商標的使用

I 事案の概要

「QuickLook」（図形及び標準文字）に係る商標権を有する原告が、「Macbook」等のコンピュータ製品、及び、「Mac OS」等のソフトウェアを販売する被告に対し、被告コンピュータ製品での画面表示、被告製品の広告等に「QuickLook」「クイックルック」の標章を付して頒布する等の行為が、商標権侵害に該当すると主張して、損害賠償を請求した。

争点は、被告の標章の使用が商標的使用に該当するか否かである。

II 原告の主張

- ◇ 「QuickLook」ソフトウェアは、「Mac OS X v10.5 Leopard ソフトウェア」以降の被告OSソフトウェア商品にのみ搭載されている。被告標章によって表示されるソフトウェアの有無によって、被告のOSソフトウェア商品間で識別され、他社のOSソフトウェア商品との識別がされるから、被告標章は被告OSソフトウェア商品の商品識別機能を有する
- ◇ 被告各標章は、被告OSソフトウェア商品を表示するものであり、「QuickLook」ソフトウェアが搭載された被告OSソフトウェア商品は、被告コンピュータ商品に組み込まれた後も独立商品性を維持している。よって、被告各標章は、被告OSソフトウェア商品が被告コンピュータ商品に組み込まれた後であっても、なお、被告OSソフトウェア商品についての商品識別機能を保持している
- ◇ 被告コンピュータ商品に被告OSソフトウェア商品が搭載されることにより、被告コンピュータ商品とQuickLookプログラムとが結合して独自のプレビュー機能を有する1つのまとまったシステムを構成する。このシステムにより、取引市場において多数存在する他社同種のコンピュータシステムとの間で、「QuickLook」を標章として選択され、識別される

Ⅲ 判決の概要（４３頁以下）

1 被告コンピュータ商品のディスプレイ上の表示

「“img08524.pdf”をクイックルック」との表示に接した需要者、利用者は、「“img08524.pdf”」という名称のPDFファイルについて、「クイックルック」という作業を行い、この機能を利用する際の案内表示であると理解するものと解される。

被告は、ファイルを開かずにファイルの内容をすばやくプレビュー表示するという、被告OSソフトウェア商品が有する機能を「Quick Look」（クイックルック）と表示していること、被告OSソフトウェア商品が当該機能を有することは、被告コンピュータ商品あるいは被告OSソフトウェア商品の利用者、需要者に、広く知られていることが認められる。

そうすると、「“img08524.pdf”をクイックルック」との表示は、「“img08524.pdf”」という名称のPDFファイルを開かずに同ファイルの内容をすばやくプレビュー表示するという機能を利用する、ということを書き記した案内表示であり、この表示に接した被告コンピュータ商品あるいは被告OSソフトウェア商品の利用者、需要者は、被告OSソフトウェア商品あるいはこれを搭載した被告コンピュータ商品が有する、ファイルを開かずにファイルの内容をすばやくプレビュー表示するという機能を利用する際の案内表示であると認識するものと認めることができる。

イ ウェブページ上の表示（添付①）

被告は、ファイルを開かずにファイルの内容をすばやくプレビュー表示するという、被告OSソフトウェア商品が有する機能を「Quick Look」（クイックルック）と表示していることが認められるところ、・・・当該プラグインを自ら作成したり、これを配布したりするなどの行為を行っているとは認められないから、結局、被告が被告のOSソフトウェア商品の主なアプリケーションの一つとして表示する「Quick Look」（クイックルック）は、被告のOSソフトウェア商品の有する当該機能を、被告のOSソフトウェア商品の「アプリケーション」と称して表示したものにすぎないというべきである。

そうすると、甲47のウェブページの「Quick Look」との表示は、被告のOSソフトウェア商品が有する機能の一つを表示したものであり、甲47のウェブページに接した被告コンピュータ商品あるいは被告OSソフトウェア商品の需要者は、「Quick Look」が、被告のOSソフトウェア商品がアプリケーションとして有するファイルを開かずにファイルの内容をすばやくプレビュー表示するという機能を表示するものであると認識するものと認められるが、他方で、被告のOSソフトウェア商品の出所については、甲47のウェブページの「Quick Look」の表示がその左上部に記載された、「Mac OS X」の一機能として記載されていることからする

と、被告のOSソフトウェア商品の出所については、その左上部に記載された「Mac OS X」の標章から想起し、「Quick Look」の語から想起するものではないものと認められる。

ウ 被告コンピュータ商品のウェブページ上の表示（資料②）

被告は、ファイルを開かずにファイルの内容をすばやくプレビュー表示するという、被告OSソフトウェア商品のアプリケーションが有する機能を「Quick Look」（クイックルック）と表示していることが認められ、被告OSソフトウェア商品が当該機能を有することは、被告コンピュータ商品あるいは被告OSソフトウェア商品の需要者に、広く知られていることが認められる。

そうすると、甲50、52、54、56、58、60のウェブページに接した被告コンピュータ商品あるいは被告OSソフトウェア商品の需要者は、被告標章1は、被告コンピュータ商品にインストールされているソフトウェアである被告OSソフトウェア商品が有する機能の一つであると認識するが、他方で、上記のウェブページの「Quick Look」の表示が、被告ソフトウェア商品の一機能として記載されていることからすると、被告OSソフトウェア商品の出所については、「Mac OS X Snow Leopard」の商品名（標章）、被告コンピュータ商品の出所については、「Mac Book」等の商品名（標章）から想起し、「Quick Look」の語から想起するものではないものと認められる。

エ 「Quick Look」プラグインの作成を案内する被告ウェブサイト（資料③）

被告は、このウェブサイトにおいて、「Quick Look」機能に関する技術仕様を公開、提供し、当該プラグインを容易に作成できるように、ひな形（テンプレート）も用意しているが、これらのひな形（テンプレート）は、第三者であるソフトウェア技術者等に使用させるためのものであり、被告が当該プラグインを作成したり、提供したりするものではない。

以上によれば、甲66のウェブページにおける「Quick Look」の表示は、被告OSソフトウェア商品である「Mac OS X v10.5」に導入された、ファイルを開かずにファイルの内容をすばやくプレビュー表示するという機能を示す表示にすぎず、甲66のウェブページに接した被告コンピュータ商品あるいは被告OSソフトウェア商品の需要者は、被告標章1が、被告OSソフトウェア商品である「Mac OS X v10.5」に導入された機能であると認識し、他方で、被告OSソフトウェア商品である「Mac OS X v10.5」の出所については、「Mac OS X v10.5」の標章から想起し、「Quick Look」の語から想起するものではないものと認めることができる。

IV 検討

- ◇ 判決では、商標的使用を否定した根拠として、「QuickLook」が、ファイルの内容をすばやくプレビュー表示するという機能として表示されていること、「Mac OS」等の識別標識が表示されていること、「QuickLook」プログラム自体を提供していないことを挙げている。
- ◇ この点、「QuickLook」標章自体は、プログラムの機能を説明する説明表示ではなく、機能として表示されていることを理由に直ちに出所識別機能が失われるものではないと思われる（逆に、そうであれば、「iTunes」「Safari」等も、同様に機能を示すものであり、出所識別機能がないということになる）。また、他の識別標識が付されていたとしても、それにより標章の出所識別機能が失われるものでもない。
- ◇ そうすると、判決で挙げられている理由は、いずれも、商標的使用を否定する決定的な理由となりえず、被告ウェブサイト（甲47）における表示態様（注：現在は削除されている）は、商標的使用に該当するようにも思われる。

（弁護士 小林英了）